

## 令和6年度皇居外苑濠特定外来生物駆除業務仕様書

1. 業務の名称 令和6年度皇居外苑濠特定外来生物駆除業務
2. 業務の実施期間 契約締結日から令和7年3月28日
3. 業務の内容 皇居外苑濠に生息するブルーギル等の駆除
4. 業務対象区域 別図1のとおり

### 5. 業務内容

#### (1) 総則

- ア. 本業務は皇居外苑濠に生息する特定外来生物（ブルーギル）等を駆除するものである。
- イ. ブルーギルの駆除について、本種が生息する日比谷濠、凱旋濠、清水濠、大手濠、桔梗濠、和田倉濠及び馬場先濠において、電気ショッカーボートを用いて行う。
- ウ. 捕獲データをもとに、外来生物（ブルーギル）の生息数予測を行う。
- エ. 本業務は本仕様書及び付属資料をもとに実施する。
- オ. 本業務にかかる報告書を指定期日までに納入し、皇居外苑管理事務所（以下「事務所」という。）の承認を得たことをもって業務の完了とする。

#### (2) 一般事項

- ア. 本仕様書に記載のない事項、本仕様書により難しい事項、本仕様書記載の具体的事項などについては、事務所の指示を受ける。
- イ. 捕獲などに必要な基本的な用具類は皇居外苑管理事務所（以下「事務所」という。）からの貸与とするが、簡易な物については、請負者の負担によって調達するものとする。貸与可能用具は以下の通りとする。
  - ・ブルーギル駆除用ボート一式
  - ・電気ショッカー装置一式
  - ・タモ網一式
- ウ. 請負者は管理技術者をもって、業務全般にわたり技術監理を行い、秩序正しく業務を行わせるとともに、高度な技術を要する部門については、本業務を遂行できる技能を有した技術者を配置しなければならない。
- エ. あらかじめ、作業計画（スケジュール、作業内容など）を環境省担当官に提出し、承認を受けること。
- オ. 電気ショッカーボートでの駆除作業は、事務所が指定する有識者と事前打ち合わせと作業着前日に電気ショッカーボートの組み立てを行い、作業時には駆除作業への同行を依頼する。調査解析は、有識者の知見を得ながら実施する。

カ. 各月ごとの駆除業務が終了後に、電気ショッカーボートの解体を行い指定の場所に片付ける。

ショッカー船の解体片付けは、有識者とともにに行い船体に損傷がないか確認し、異常があれば環境省担当官に報告する。

キ. 雨天等による順延に伴う予備日は、有識者への対応を含め予め見込んでおくものとする。

#### ●有識者概要

最寄り駅：恵み野（JR 千歳線）

謝 金：無

旅 費：原則として、国家公務員の旅費等に関する法律に準じ、旅費、宿泊代、日当の支払いを行うこと。

### （3）作業手順

#### ア. 電気ショッカーボートによる駆除

ブルーギルが生息する7濠において、電気ショッカーボートを用いて捕獲する。年度内に3回行うが、その時期は4月、12月、2月中旬から3月中旬を目処とする。なお、1回あたりの作業日数は別表1の「令和6年度皇居外苑濠特定外来生物駆除業務 日程一覧」を基本とする。

なお、12月の駆除作業は、例年12月上旬に行われる皇居乾通り一般公開の期間中には実施しないよう環境省担当官と協議して調整すること。

作業の手順は次に示すとおりとする。

- ①毎日の作業第1巡目の前に、濠ごとの調査日時（開始から終了時間）、天候、水温、透視度、透明度、を測定する。ただし、水温については、巡回の午前、午後の作業開始時に測定する。
- ②各濠の石垣沿いを電気ショッカーボートで周回する。なお、駆除回数および周数は、別表1を基本とする。
- ③電気ショックで浮上したブルーギルをタモ網で捕獲する。
- ④捕獲したブルーギルについては、別表2「調査記録表」に必要事項を記載する。
- ⑤ブルーギルの捕獲個体は当歳魚、1歳魚以上に区分し、総数と総重量を計測する。また、事務所まで保管、運搬した後に当歳魚、一歳魚以上の個体について50個体を上限に体長を計測し、その結果を記録する。また、駆除実績をもとに、濠に残存するブルーギルの数を推定する。
- ⑥別図2の「在来魚・甲殻類等観測区」の第1巡目作業においては、捕獲されたブルーギル以外の外来魚、在来魚、甲殻類などは、種類及び匹数を記録する。
- ⑦在来の生物は計測後、直ちに捕獲した濠に放流する。外来の生物においては、環境省担当官と協議のもと、生態系に影響があると判断された生物は捕獲し、駆除する。
- ⑧作業の一連の様子、捕獲魚類などをデジタルカメラで写真撮影する。

### （4）特記事項

#### ア. 電気ショッカーボート

- ①ボートには4名が乗船することとし、捕獲及び数量の記録を行う。

- ②ブルーギル以外の外来魚、在来魚、甲殻類の捕獲数は、指定する観測区間（別図2）についての調査結果を記録する。
- ③ブルーギル駆除作業の際に使用する「ブルーギル駆除用ボート一式」及び「電気ショック装置一式」について、上記にある通り事務所からの貸与とするが、現地までの移動は、ユニック等（2t車 2.9t吊程度）を用意し日ごと行うこと。貸与した船外機については、作業後、毎日洗浄を行うこと。また、「ブルーギル駆除用ボート一式」の組立及び片付けも手伝えること。
- ④歩道部分にかかる作業車の移動については、通行人等に危険がないよう安全に十分注意する。
- ⑤歩道部分にユニックを設置するため、環境省担当官と協議の上、道路使用許可申請を行う。

#### イ. 捕獲個体の処分

請負者は捕獲した特定外来生物及びそれ以外の外来生物の個体については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づいて適正な処分を行うこと。

#### (5) データの整理・分析

上記業務に関するデータは所定の方法により記録すること。これについては、「令和5年度皇居外苑濠特定外来生物駆除業務報告書」を参考とすること。

#### ア. 捕獲データ

- ①電気ショックボートで捕獲したブルーギルは、当歳魚（およそ50mm）、1歳魚（およそ50mm）以上に区分の上、その区分別に総個体数と総重量を記録すること。なお、体長の測定については、各周で当歳魚及び1歳魚以上ごとに50個体を上限に行うこと。
- ②同時に捕獲したブルーギル以外の外来魚、在来魚、甲殻類などは、種類、捕獲数を記録すること。

イ. ブルーギルについては、駆除効果を検証するために、濠ごとに公開プログラム「Capture」を用いた推定生息数の予測し、残数を推定すること。

ウ. データの整理に当たっては、過去の類似調査のデータを活用しながら、連続性のあるものとする。

#### 6. 成果品

提出する成果品は次のものとする。

- ② 報告書 5部（A4版 50頁程度）
- ②報告書の電子データを収納した電子媒体（DVD-R等） 2式
- ③成果品の提出先：皇居外苑管理事務所

報告書等及びその電子データの仕様及び記載事項は、別添によること。

成果物は工期までに事務所に納品すること。

報告書の作成に当たっては、時間的余裕を持って環境省担当官と十分な調整を行うこと。

#### 7. 著作権等の扱い

- (1) 成果物に関する著作権、著作隣接権、商標権、商品化権、意匠権及び所有権（以下「著作権

等」という。)は、環境省が保有するものとする。

(2) 成果物に含まれる請負者又は第三者が権利を有する著作物等(以下、「既存著作物」という。)の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。

(3) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、請負者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

## 8. 情報セキュリティの確保

請負者は、下記の点に留意して、情報セキュリティを確保するものとする。

(1) 請負者は、環境省担当官から要機密情報を提供された場合には、当該情報の機密性の格付けに応じて適切に取り扱うための措置を講ずること。また、請負業務において請負者が作成する情報については、環境省担当官からの指示に応じて適切に取り扱うこと。

(2) 請負者は、環境省情報セキュリティポリシーに準拠した情報セキュリティ対策の履行が不十分と見なされるとき又は請負者において請負業務に係る情報セキュリティ事故が発生したときは、必要に応じて環境省担当官の行う情報セキュリティ対策に関する監査を受け入れること。

(3) 請負者は、環境省担当官から提供された要機密情報が業務終了等により不要になった場合には、確実に返却し又は廃棄すること。また、請負業務において請負者が作成した情報についても、環境省担当官からの指示に応じて適切に廃棄すること。

(参考) 環境省情報セキュリティポリシー

<http://www.env.go.jp/other/gyosei-johoka/sec-policy/full.pdf>

## 9. その他

(1) 請負者は、本仕様書に疑義が生じたとき、本仕様書により難い事由が生じたとき、あるいは本仕様書に記載のない細部については、環境省担当官と速やかに協議しその指示に従うこと。

## 別添

### 【成果物の仕様】

#### 1. 報告書等の仕様及び記載事項

報告書等の仕様は、基本方針の「印刷」の判断の基準を満たすこと。

なお、「資材確認票」及び「オフセット印刷又はデジタル印刷の工程における環境配慮チェックリスト」を提出するとともに、印刷物にリサイクル適性を表示する必要がある場合は、以下の表示例を参考に、裏表紙等に表示すること。

リサイクル適性の表示：印刷用の紙にリサイクルできます  
この印刷物は、グリーン購入法に基づく基本方針における「印刷」に係る判断の基準にしたがい、印刷用の紙へのリサイクルに適した材料〔Aランク〕のみを用いて作製しています。

なお、リサイクル適性が上記と異なる場合は環境省担当官と協議の上、基本方針 (<http://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/kihonhoushin.html>)を参考に適切な表示を行うこと。

#### 2. 電子データの仕様

(1) Microsoft 社 Windows10 上で表示可能なものとする。

(2) 使用するアプリケーションソフトについては、以下のとおりとする。

- ・文章；Microsoft 社 Word（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・計算表；表計算ソフト Microsoft 社 Excel（ファイル形式は「Office2010（バージョン 14）」以降で作成したもの）
- ・画像；BMP 形式又は JPEG 形式

(3) (2) による成果物に加え、「PDF ファイル形式」による成果物を作成すること。

(4) 以上の成果物の格納媒体は DVD-R 等とする。事業年度及び事業名称等を収納ケース及び DVD-R 等に必ずラベルにより付記すること。

(5) 文字ポイント等、統一的な事項に関しては環境省担当官の指示に従うこと。

#### 3. その他

成果物納入後に請負者側の責めによる不備が発見された場合には、請負者は無償で速やかに必要な措置を講ずること。

別表1

令和6年度皇居外苑濠特定外来生物駆除業務 日程一覧

1. ブルーギル駆除日程

濠名	4月	12月	2~3月	合計 (回数)	駆除日数	備考
日比谷濠	1 回	1 回	3 回	5 回	5 日	
大手濠	2 回	2 回	3 回	7 回	7 日	
清水濠	2 回	2 回	4 回	8 回	8 日	
凱旋濠	2 回	2 回	4 回	8 回	4 日	
桔梗濠	2 回	2 回	4 回	8 回	4 日	
和田倉濠	1 回	2 回	3 回	6 回	3 日	
馬場先濠	1 回	2 回	3 回	6 回	3 日	
合計	11 回	13 回	24 回	48 回	34 日	

電気ショックによる駆除

(1)作業時刻は、開始を8:30頃、終了を16:30頃とする。

(2)各濠の1日あたりの周数は、下記を目安とする。なお、濠の水位、水草の繁茂、国事行為、現場の天候状況等で各濠の実施回数を増減することがある。

日比谷濠 1日あたり4周すること。

大手濠 1日あたり3周すること。

清水濠 1日あたり4周すること。

その他の濠 0.5日あたり3周すること。

※各濠の実施回数は目安であり、濠の水位等の状況により、各濠の実施回数を増減することがある。



別図1

皇居外苑濠特定外来生物駆除業務 作業位置図



別図2

皇居外苑濠特定外来生物駆除業務 作業位置図

